

## 習志野市民会館の使用料の減免に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、習志野市民会館（以下「市民会館」という）の使用料について、習志野市使用料規則（昭和 43 年規則第 11 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定を明確にするため、次の通り基準を定めるものとする。

(使用料減免の基準)

第 2 条 市長は、使用料の減免を申請した団体が次の各号に掲げる目的で市民会館を使用するときは、次のとおり使用料を減免する。

### 【規則第 3 条第 2 号適用】

- (1) 市主催の事業…免除
- (2) 市と国、県または他の地方公共団体との共催事業…免除
- (3) 市と市内の各種団体が公用・公益のために共催して行う事業…免除
- (4) 国、県または他の地方公共団体等が主催する事業…5割減免

### 【規則第 3 条第 3 号適用】

- (5) 教育の振興または社会教育上有益と認められるとき。
  - ア 市内に住所を有する法人格無き社会教育団体が公用・公益のために使用するとき…5割減免
  - イ 市立学校の部活動等の事業に使用するとき…5割減免
- (6) 地域福祉の増進に著しく寄与する目的で使用するとき
  - ア 市内に住所を有する法人格無き福祉団体が公用・公益のために使用するとき…5割減免
  - イ 市内に住所を有する障がいのある者及びその介護者で組織する法人格無き団体がその活動目的に沿った使用をするとき…5割減免

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。